

保証協会での代位弁済が10年ぶりの高水準

全国信用保証協会連合会によると、2024年の代位弁済は、4万8,270件と前年比で16%増え、その代位弁済額は、5,515億円と18%も増加しています。いずれも、2014年に次ぐ高水準で、零細企業を中心に代位弁済を受ける企業が増えています。なお、1件あたりの平均代位弁済額は、約1,100万円です。この要因としては、とりわけ零細企業で物価高と人手不足が経営を圧迫し資金繰り悪化を招いていることがあげられます。この状況が続けば、2025年は今まで以上に倒産が増える可能性があります。

代位弁済は資金繰りが厳しい企業の動向を反映し、倒産の先行指標ともいわれています。代位弁済を受けた企業は、借金返済が困難な倒産予備軍とも言え2024年は、企業倒産件数が11年ぶりに1万件を超えましたが、2025年はさらに増える可能性が出てきています。

日本政策金融公庫総合研究所が、同公庫の取引先を対象に実施した調査によると、2024年の業況判断指数(DI)は、2023年から8.4ポイント低下しており、これが全ての業種で低下しているとのことです。同公庫の取引先は従業員10人未満の企業が多くを占めており、零細企業がコロナ禍からの回復が遅れていることを示しています。

◆ 物価高と人手不足がもたらす影響

零細企業の回復が鈍い背景のひとつに、物価高と人手不足による経営の圧迫があります。コスト負担が高まるなか、零細企業の価格転嫁は遅れており、規模が小さくなればなるほど価格転嫁が進んでいないようです。小企業になるほど取引先との交渉力が弱く、価格転嫁が進みにくいからです。

◆ コロナ融資の返済開始による影響

財務省の法人企業統計によると、資本金1,000万円以上2,000万円未満の企業の借入金は2024年9月末時点で約50兆円と、コロナ前の2019年比で30%も増えています。より規模の大きい資本金5,000万円以上1億円未満は9%増の約24兆円だったことを考えると、コロナ禍において、余剰資金が乏しい中小零細企業ほど政府の資金繰り支援に依存していることがわかります。

2024年以降、これら融資の返済が本格化し、過剰債務が企業経営に対して重荷となってきています。

このため、金融機関側でも経営相談会を開催したり、経営改善に向けた専門家の派遣を積極的に行っています。

ただし、それでも改善が難しい場合があり、やむなく代位弁済に踏み切るか事業承継に切り替えて支援する動きも広がっています。国が設置している事業承継・引き継ぎ支援センターなど外部の専門機関と連携し、承継計画の策定支援を提供したり、事業者に伴同訪問したりしているようです。

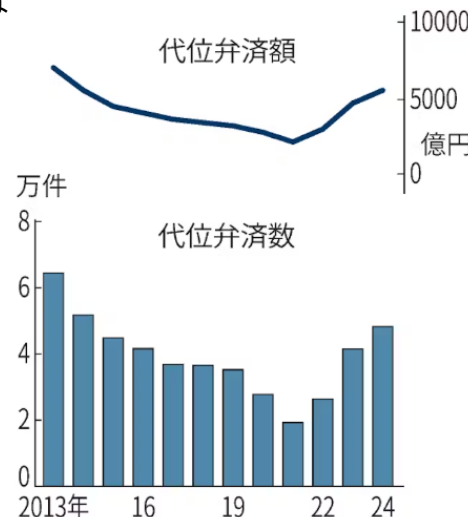
この動きの中で、低収益の企業に対しては更なる資金繰り支援で延命措置をするのではなく代位弁済をさせており、成長性が高いと判断された企業との支援方法とは異なってきています。今後ますます、事業承継などで産業の新陳代謝を促す方向へ進みそうです。

CONTENTS

保証協会での代位弁済が 10年ぶりの高水準……………	P.1
雇用保険料率のご案内……………	P.2
2025年度に適用される 定額減税とは？……………	P.2
不動産登記に生年月日や メールアドレスが必要！……………	P.3
Windows10が サポート終了へ……………	P.3
相続税の課税対象者が 9.9%へ上昇……………	P.4
所得税・消費税の 振替納税と振替日……………	P.5
4月度の税務スケジュール……………	P.5
今月の名言録……………	P.6
無料相談会実施中……………	P.6

最新情報は
ASAKのTwitter(ツイッター)も
ご利用ください！

随時更新しますので
フォローして下さい！



(全国信用表協会連合会より)

雇用保険料率のご案内

2025年4月1日から2026年3月31日までの雇用保険料率は、右表のとおりです。
お間違えの無いようにお願いします。

今年度は、昨年度に対して保険料率が「1/1,000」ダウンしています。

これにより、失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5.5/1,000に変更になります。
(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は、6.5/1,000に変更になります)

なお、雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です。
(建設の事業は4.5/1,000です)

<2025年度の雇用保険料率>

事業の種類	負担者	② 事業主負担			①+② 雇用保険料率
		① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業		5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	14.5/1,000
(令和6年度)		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	16.5/1,000
(令和6年度)		7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	17.5/1,000
建設の事業		6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	17.5/1,000
(令和6年度)		7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和7年3月の雇用保険料率)

2025年度に適用される定額減税とは？

昨年実施された定額減税は、所得税ならば2024年分、住民税ならば2024年度分でそれぞれ適用されています。
ただし、一定の方の場合には、2025年度分の住民税で適用されることになります。

◆ 定額減税とは

2023年の経済対策に基づき、所得水準や世帯構成等に応じて給付金や定額減税が実施されることとなりました。
このうち定額減税とは、所得税や住民税を納付している合計所得金額1,805万円以下の方を対象に、納税者及びその配偶者を含めた扶養親族1人につき、次の金額を減税することをいいます。

- ・ 所得税(2024年分) 3万円
- ・ 住民税(2024年度分) 1万円

この場合において、定額減税しきれないと見込まれる方へは、調整給付が行われます。具体的には、当初給付として、すでに2023年の課税状況をベースに、減税前の税額が少なく、定額減税しきれないと見込まれた方には、その定額減税しきれないと見込まれた額(1万円単位)が市区町村から給付されています。今後は確定した2024年分の所得税額をベースに、当初給付に不足があると判明した場合は、追加で給付(不足額給付)が行われます。この不足額給付は、当初給付の対象でない方が、実際に定額減税しきれなかった場合なども含まれます。

なお、この調整給付は、市区町村によって対応が異なる場合があるため、詳細は納税者がお住まいの市区町村へご確認ください。

◆ 2025年度分の住民税の定額減税

一定の方については、2025年度分の住民税で定額減税が行われます。

(1) 対象者

次のいずれにも該当する一定の納税者については、令和7年度分の住民税において定額減税の対象となります。

- ・ 2024年分の合計所得金額が、1,000万円超 1,805万円以下であること
 - ・ 同一生計配偶者(※)を有していること
- ※ 2024年分の合計所得金額が、48万円以下である一定の配偶者

(2) 定額減税額

次の金額が、住民税(所得割額)から控除されます。金額は通知書で確認できます。

- ・ 住民税(令和7年度分)1万円

納期について2024年度分のような特例はなく、定額減税を適用した後の年税額を、通常の納期で納めることとなります。なお、2024年度分の住民税の計算と同様、上記定額減税を適用したことによる、ふるさと納税(寄附金税額控除)の上限額などへの影響はありません。



不動産登記に生年月日やメールアドレスが必要！



2025年4月21日より、不動産登記に関する新たな制度が始まります。所有権の保存・移転等の登記申請時に、所有者の「検索用情報」として、生年月日やメールアドレス等の情報を申請書に記載することを義務付ける制度です。

◆ 制度導入の背景

不動産の所有者には、2026年4月1日から、住所・名前の変更登記が義務化されます。同時に、この義務の負担軽減策として、所有者が変更登記の申請をしなくても、登記官が住基ネット情報を検索し、職権で登記を行う仕組みもスタートします。

登記官が所有者の住基ネット情報を検索するには、所有者の「検索用情報」が必要となります。これに備えるために2025年4月21日から、所有者の検索用情報を申し出る制度が始まることとなりました。

◆ 検索用情報の申出が必要な登記申請

以下のような登記申請時に、申請書に所定の情報を記載して、申出を行います。
なお、法人や海外居住者、代位者等が登記申請を行う場合には、申出はすることができません。

- ・所有権の保存の登記
- ・所有権の移転の登記
- ・合体による登記(不動産登記法第49条第1項後段の規定によるもの)
- ・所有権の更正の登記(その登記によって所有権の登記名義人となる者があるとき)

◆ 申出が必要となる検索用情報

申し出が必要となる検索用情報には、以下のような情報が必要となります。

- ・氏名とふりがな(外国籍の方はローマ字表記)
- ・住所
- ・生年月日
- ・メールアドレス(所有者本人が利用するものを申し出てください。)



◆ 申出した検索用情報は、登記簿に記載されて公開されるのか？

生年月日は、登記官が住基ネットの照会のために使用し、メールアドレスは登記官が登記名義人に確認メールを送る際の宛先となります。そのため、登記簿に記載されて、他人に公開されるという心配はありません。

◆ 申出した場合のメリット

この申出を済ませておくと、2026年4月に住所等変更登記が義務化された後も、義務違反に問われることがなくなります。それは、所有者が変更登記の申請をしなくても、登記官が住基ネット情報を検索し、職権で登記を行う仕組みがスタートするからです。

すでに登記され2026年4月までに住所等変更の予定がない場合や、他の人が申請したために、申出ができなかった場合も、申出が可能です。申出は管轄の登記所その他、WEBブラウザ上(下記参照)でも手続きができます。

【かんたん登記申請】 <https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/mtouki/>

Windows10がサポート終了へ

マイクロソフトによるWindows10のサポートが、2025年10月14日に終了予定となっています。現在Windows10を利用している場合には、今後の対応を早めにご検討ください。



◆ 移行しない場合のリスク

長らく安定性と操作性で高い評価を得てきたWindows10なので、「まだしばらくは問題ないだろう」とお考えの方も多かもしれません。しかし、サポートが打ち切られるということは、セキュリティ更新プログラムの提供がストップすることを意味します。こうした状況では、以下のようなリスクが高まるため、十分にご注意ください。

リスク① ウイルス感染や情報漏洩

新たなウイルスや脆弱性が見つかっても対応がなされないため、ランサムウェアの攻撃や不正アクセスによる重要データの流出等、深刻なトラブルを招く可能性が高まります。

リスク② 動作不良やソフトウェアの非対応

会計・給与・販売管理などの業務ソフトウェアが「Windows10 非対応」となると、アプリの不具合や利用不可など、日常業務に影響が出る恐れがあります。

リスク③ 業務継続への影響

万が一PCが不具合を起こした場合は、業務がストップするだけでなく、取引先や顧客の信頼を損なうリスクにもつながる恐れがあります。

◆ Windows11 に移行するには

① お手持ちのPCの確認

お手持ちのPCについて、CPUやメモリ容量等がWindows11の動作要件を満たしているかどうかチェックしましょう。要件を満たしている場合には、Windows11へのアップグレードが可能ですが、要件を満たしていない場合には、PCの買い替えも視野にご検討ください。

② 業務ソフトや周辺機器の確認

経理・会計ソフト、販売管理システム、電子カルテ、プリンターなど、日常業務で使用しているソフトウェアや機器が、Windows11対応であるか必ずチェックしましょう。

③ セキュリティの見直し

Windows11への移行は、セキュリティ体制の見直しのよい機会です。ウイルス対策ソフトやファイアウォール、バックアップ体制等を再点検されることをおすすめします。

Windows10のサポート終了まで残りわずかなので、万一のトラブルにも対応できるよう、ゆとりをもって準備することが重要です。

相続税の課税対象者が9.9%へ上昇

2024年12月に国税庁から「2023年分 相続税の申告実績の概要」が発表されました。

これによると、被相続人数(死亡者数)は1,576,016人(前年対比100.4%)、そのうち相続税の申告書の提出が必要な被相続人数は155,740人(同103.2%)であり、その課税価格の総額は、21兆6,335億円(同104.6%)、申告税額の総額は、3兆53億円(同107.4%)でした。

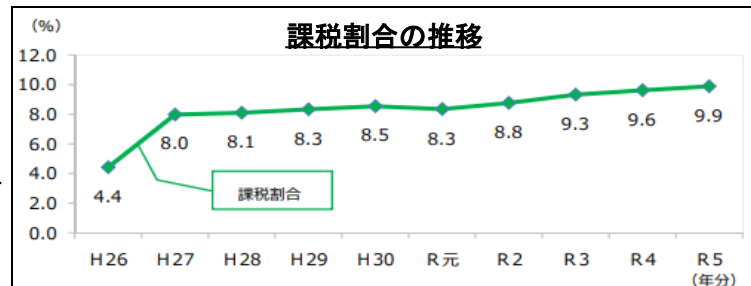
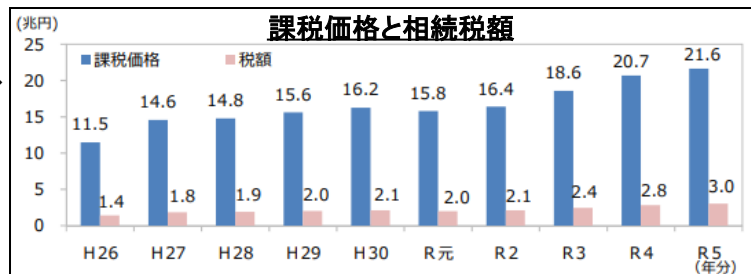
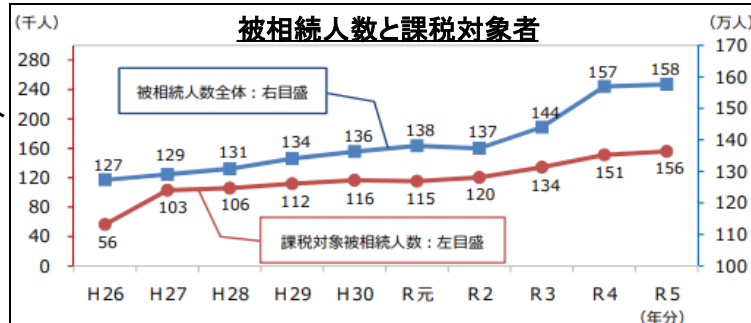
◆ 課税割合は9.9%に！

この調査結果から相続税の課税割合の推移を示すと、右グラフのとおりです。

2013年度(平成25年度)税制改正で相続税の基礎控除額の引き下げなどが行われ、2015年分の全国の相続税課税割合は、それまでの4%台から一気に8.0%に上昇しました。

それ以降、2020年(令和2年)分までは、8%台で推移していましたが、2021年分(令和3年)で9%を超え、2023年分(令和5年)は、9.9%とほぼ10%になっています。

高齢化が進展している現状においては、今後ますます上昇することになるのかもしれません。



所得税・消費税の振替納税と振替日

◆ 振替納税とは

振替納税とは、預貯金口座からの振替により税金を納付する手続をいいます。事前に振替依頼書を所轄の税務署へ提出することで、利用することができます。

◆ 2024年分の確定申告の振替日

2024年分の確定申告について、所得税（復興特別所得税を含む。以下同じ）および個人事業者の消費税（地方消費税を含む。以下同じ）の振替日および法定納期限は、次のとおりです。所得税と消費税の両方について振替が発生する場合には、それぞれの日に必要な残高があるか、ご確認ください。

2024年分の確定申告の振替日・法定納期限

税目	法定納期限	振替日
所得税	3月17日（月）	4月23日（水）
消費税（原則）	3月31日（月）	4月30日（水）

◆ 引き落とされなかった場合

万が一、振替口座の残高不足等で引き落としがされなかった場合には、未納付状態となってしまいます。したがってその場合には、他の納付手段を用いて、早急に納める必要があります。

また、未納付となることで、ペナルティとして「延滞税」がかかります。この場合の「延滞税」の対象となる期間は、法定納期限の翌日から納付する日までとなります。

振替日の翌日からカウントが開始するわけではないため、ご注意ください。

なお、延滞税の計算は本税に対して一定の割合を乗じて計算します。この割合は、年や期間によって異なります。2025年中における延滞税の割合は、右表のとおりです。

2025年中の延滞税の割合

期間	割合
納期限の翌日から2ヶ月を経過する日まで	年2.4%
納期限の翌日から2ヶ月を経過する日の翌日以後	年8.7%

4月度の税務スケジュール

内 容	期 限
3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 4月10日（木）
給与支払報告に係る給与所得者異動届出（市町村長へ）	申 告 期 限 4月15日（火）
2月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税等・法人事業税・（事業所税）・法人住民税＞	申告期限 } 納 期 限 } 4月30日（水）
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞	
8月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税等＞	
消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月毎の中間申告	
消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（12月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞	
固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付	
固定資産課税台帳の縦覧期間 （4月1日から20日、又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間）	左記参照
固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出の期間 （市町村が固定資産の価格登録を公示した日から納税通知書の交付日後3ヶ月を経過する日までの期間等）	

今月の名言録

プロは絶対ミスをしてはいけない

王 貞治



ホームランを打ち始めた頃、「王シフト」という守備態勢を敷かれたこともありました。

打席に入ると、相手チームの野手が六人も右半分に寄っていたのには驚きましたね。

けれども僕は、率を打つことが目標ではなかったですからね。

来た球を強く打って、なおかつスタンドに入れることが自分本来の打ち方だと思っていましたから。

何人守っていようが、真芯で打てば野手の間を抜ける、角度がつけばスタンドへ行く、ということで、

シフトを敷かれたことはあまり問題ではありませんでした。むしろあのシフトは、何があっても自分がよりよい打球を打てばいいんだと、もう一段階、僕の気持ちを高めさせてくれました。

僕の現役時代には、一球一球が文字通りの真剣勝負で、絶対にミスは許されない、と思いながら打席に立っていました。

よく「人間だからミスはするものだよ」と言う人がいますが、初めからそう思ってやる人は、必ずミスをするんです。

基本的にプロというのは、ミスをしてはいけないんですよ。プロは自分のことを、人間だなんて思っちゃいけないんです。

百回やっても、千回やっても絶対俺はちゃんとできる、という強い気持ちを持って臨んで、初めてプロと言えるんです。

相手もこちらを打ち取ろうとしているわけですから、最終的に悪い結果が出ることはあります。

でも、やる前からそれを受け入れちゃダメだということですよね。

真剣で斬り合いの勝負をしていた昔の武士が「時にはミスもある」なんて思っていたら、自らの命に関わってしまう。

だから彼らは、絶対にそういう思いは持っていなかったはず。時代は違えど、命懸けの勝負をしているかどうかですよ。

(「1日1話、読めば心が熱くなる365人の仕事の教科書」飛鳥新社刊)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

何でも気軽にご相談ください！

事務所のご案内

【名古屋オフィス】〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階

TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167

<https://asaoka-kaikei.com/>

【四日市オフィス】〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1

TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651



本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士

浅岡 和彦

不動産鑑定士

佐々木 勝己

社会保険労務士

松永 裕美

